

地方公共団体に対するアンケート結果について

令和 2 年10月

公害防止計画制度及び公害財特法に関するアンケート結果

環境省では、令和元年9月に公害防止対策事業を実施している都府県に対しアンケート調査を行い、結果は以下の通りとなった。環境大臣同意事業の21地域、総務大臣指定事業の8県から回答があった（合計29地域として集計）。

【公害防止対策事業計画で予定していた期間内に事業が完了する見込み】

- 完了する → (9地域)
- 完了する事業と完了しない事業が混在 → (9地域)
- 完了しない → (9地域)
- 上記以外（記載無し） → (2地域)

※完了しない理由としては「下水道事業では改築・更新が行われていること」や「環境基準の未達成箇所の存在」等がある

【公害財特法の今後】

- 延長を要望 → (7地域)
- 延長、又は同等の財政措置を要望 → (21地域)
- 上記以外（記載無し） → (1地域)

下水道

- 公害財特法の失効は財政に多大な影響を及ぼすため、下水道事業の規模や内容を見直さざるをえず、環境基準の達成状況が悪化するおそれがある
- 下水道事業の改築・更新等には莫大な費用がかかるため、これからも公害財特法による優遇措置の維持及び拡大を要望する

浚渫等

- 現時点において公害財特法が必要な事業はないが、今後も新たな事業を実施する際には国からの財政補助が必須となるため、制度の継続を要望する
- 環境基準は概ね改善しているものの、基準未達成の地点も残っており、引き続き対策を講じていく必要がある
- 今後も事業を継続するため、万が一失効した場合においても、公害財特法と同等の財政支援措置をお願いする

土地改良

- 公害財特法がなくなると対策に係る予算確保が困難になり、対策の先送りや規模の縮小等が想定される
- 財特法と同程度の特別措置が必要だと考える

※ダイオキシン類対策の事業は行われていない